

人権に関する主な相談窓口

お気軽にご相談ください。

分野	相談名称・機関	相談内容	相談員	場所	相談日(受付時間)	電話番号			
子ども	子育てなんでも相談	子育てなどに関するさまざまな相談	家庭児童相談員 母子・父子自立支援員	子育て総合支援センター (専用電話相談)	毎日(年末年始を除く) 9:15~18:00	0800-200-7114 (通話無料)			
	教育相談	小・中学校の児童・生徒の心の悩みに関する相談	教育相談員	教育総合研究所 (スイトピアセンター学習館7階) ※火曜日は電話相談のみ	月~金 9:00~12:00 13:00~16:00 土 9:00~12:00 (来所相談は要予約)	74-6666			
	西濃子ども相談センター	子育て、子どもの発達、不登校、非行、虐待に関わる相談	児童福祉司・心理司	西濃子ども相談センター (木森町5-1458-10)	(来所相談) 月~金 8:30~17:15 (虐待通告)24時間対応	78-4838 (全国共通ダイヤルは3桁の番号)189			
	子どもの人権110番	いじめ、体罰、児童虐待など子どもをめぐる人権問題	人権擁護委員 法務局職員	(専用電話相談)	月~金 8:30~17:15	(フリーダイヤル) 0120-007-110			
女性	女性の悩み相談	女性が抱えるさまざまな悩みごとの相談	女性相談員	ハートリンクおおがき (スイトピアセンター 学習館1階)	水・金・土 9:00~17:00 (受付は16:00まで) ※面接相談は要予約	電話相談 47-7188 (予約受付)47-8549			
	女性相談	DVなどに関する相談	女性相談員	市役所社会福祉課(1階)	月・火・木・金 8:30~17:15	81-4111 (内線)470			
	女性の人権ホットライン	DV、セクハラ、ストーカー行為などの女性に関するあらゆる人権問題	人権擁護委員 法務局職員	(専用電話相談)	月~金 8:30~17:15	(全国共通ナビダイヤル) 0570-070-810			
高齢者	地域包括支援センター	高齢者の福祉・介護などの相談に関する事	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職員	市役所高齢介護課(1階)	月~金 8:30~17:15 (電話)24時間対応	(安井・洲本・浅草・川並) 82-1166 (興文・東・西・南・南祐・日新・静里・横里・荒崎) 77-2255 (和合・三城・墨俣) 84-7111			
				総合福祉会館(馬場町124)		(上石津) 48-0068			
				在宅福祉サービスステーション(今宿5-1-4)		(宇留生・赤坂・青墓) 71-5536			
				上石津老人福祉センター悠楽苑(上石津町牧田4780)		(北・中川) 82-1701			
障がい者	【身体障がい者】障がい者生活支援センター	身体障がい者とその家族のための相談、福祉サービスの支援など	社会福祉士・身障相談員などの専門職員	総合福祉会館(馬場町124)	月~金 8:30~17:15 土 9:00~16:00 (日・夜間は携帯電話対応)	(障がい者生活支援センター) 75-0183 (携帯電話) 090-7918-0400			
				【知的障がい者】柿の木荘	福祉サービスの利用や就労に関する事などの相談	相談支援専門員	柿の木荘 (古宮町397-1)	月~金 8:30~17:15 (土・日・夜間は携帯電話対応)	(柿の木荘) 89-9503 (携帯電話) 090-9122-6130
				【精神障がい者】地域活動支援センターせせらぎ	日常生活の支援や日常的な相談	精神保健福祉士	相談支援事業所せせらぎ (中野町1-10)	毎日(夜間も電話対応)	(相談支援事業所せせらぎ) 81-8521
同和問題	人権擁護推進室	同和問題に関する事	人権擁護推進室職員	市役所人権擁護推進室(1階)	月~金 8:30~17:15	47-8576			
外国人	英語・ポルトガル語による相談	日常生活全般の相談	まちづくり推進課職員 ポルトガル語相談員	市役所まちづくり推進課 (職員会館2階)	月~金 8:30~17:15	47-8562			
	中国語・英語による相談	日常生活全般の相談	大垣国際交流協会職員	大垣国際交流協会 (スイトピアセンター学習館2階)	休館日(火曜日など)を除く 毎日 8:30~17:15	82-2311			
	ポルトガル語による相談				ポルトガル語相談員		日 9:00~15:00		
	外国人人権相談ダイヤル	日常生活での差別や、学校でのいじめなどの人権相談	英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の通訳を配置した専用電話による相談	月~金 9:00~17:00	(ナビダイヤル) 0570-090911				
感染者等	エイズ・梅毒相談 エイズ・梅毒検査	エイズ・梅毒に関する不安・心配 HIV抗体検査・梅毒抗体検査	保健所職員	西濃保健所 (江崎町422-3・西濃総合庁舎)	(電話相談)月~金 9:00~17:00 (検査日:要予約・電話可) 第1・3火 8:45~10:15 第3火 16:45~17:45	73-1111 (内線)276			
人権全般	人権よろず相談	いじめや嫌がらせ、不当な差別、人権侵害等	人権擁護委員	市役所人権擁護推進室(1階) 上石津地域事務所住民相談室(1階) 墨俣地域事務所相談室(2階)	毎月第3金曜日 13:00~16:00 奇数月第2水曜日 9:30~11:30 奇数月第3木曜日 13:00~16:00	47-8576 45-3111 62-3111			
	人権相談(常設相談所)	いじめや嫌がらせ、不当な差別、人権侵害等	人権擁護委員 法務局職員	岐阜地方法務局大垣支局 (丸の内1-19)	月~金 8:30~17:15	78-3347(音声案内)2を押す 0570-003-110 (みんなの人権110番)			

※相談日は、祝日・年末年始などで休みの場合がありますので、事前にご確認のうえ、お出かけください。

〈問い合わせ・寄稿先〉 〒503-8601 大垣市丸の内2-29 大垣市役所福祉部人権擁護推進室 まで
直通TEL: 0584-47-8576 FAX: 0584-81-5500 E-mail: jinken@city.ogaki.lg.jp

人権Letter

No.23

令和元年9月
発行

みんなで築こう 人権の世紀 ~考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心~ 大垣市 福祉部 人権擁護推進室

人権3法をご存知ですか ~差別の解消を目的とした3つの法律~

平成28年に、差別の解消を目的とした3つの法律が施行されました。
ここでは、これらの法律を紹介します。

人権3法とは…

- ①障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)
- ②ヘイトスピーチ解消法
(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)
- ③部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)



①障害者差別解消法

障がいや理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざした法律です。

この法律では、国・地方公共団体(市役所など)や、会社や店等の事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

また、役所や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にある障壁(バリア)を取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

②ヘイトスピーチ解消法

本邦外出身者とは、日本に住む日本以外の民族や国籍をもつ人のことです。こうした人々に対する、差別意識を助長・誘発し、地域社会から排斥することを扇動するような言動(ヘイトスピーチ)の解消をめざす法律です。



③部落差別解消推進法

この法律は、部落差別という言葉が使われたはじめての法律です。現在もなお部落差別が存在すること、部落差別は許されないとの認識の下に、その解消のための基本理念や国・地方公共団体の責務として、部落差別解消に関する施策を講じ、相談体制の充実や教育・啓発を行うこと、国は、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うことなどが明記されています。

大垣市は、市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくりを目指しています。そのためには、私たち一人ひとりが人権を身近な問題と考え、正しく理解し行動することが大切です。今回紹介した法律を知ることから、改めて人権を考えましょう。





市民人権とおく

S H I M I N J I N K E N T O K U

No.23

「広報おおがき」などにおいて募集した、心温まる「ちょっといい話」の中から、1つをご紹介します。

夜の大垣駅にて

中津川で地歌舞伎を観て帰る途中のことでした。大垣駅に着いたころには、辺りがすっかり暗くなっていました。弱視の私は薄暗い所が苦手で、駅前バス路線図や時刻表をウロウロと探していました。

するとその時、見知らぬ女の人が「どちらまで行かれますか」と声をかけてくださいました。一瞬迷いましたが、お言葉に甘え、バスまで案内していただきました。車中では、話の中で私の友人とその方の母親が親しい仲であることがわかり、会話もはずみました。

平成最後の3月3日。春雨がしとしと降るこの夜の温かい出来事は、生涯忘れられぬ良き日として心に残っています。

(釜笛在住 H・Zさんから)

どちらまで行かれますか?

大垣市人権のまちづくり懇話会委員のコメント

バス乗り場がわからず困っていたとき、声をかけられ、その方との会話がはずんだこと、良かったですね。そのことを「生涯忘れられぬ良き」と感じてられるH・Zさんの心の優しさ、温かさが伝わってきます。中津川の地歌舞伎の良さに花を添えた思い出になりましたね。

「市民人権とおく」の寄稿を随時受け付けています(寄稿先については4ページをご覧ください)。応募された方には、人権啓発グッズをプレゼントいたします。ご応募お待ちしております。

大垣市人権のまちづくり懇話会が開催されました

7月12日(金)に、令和元年度第1回大垣市人権のまちづくり懇話会が開催されました。

この懇話会は、学識経験者、人権に関係する団体の代表、市民委員から成り立っており、会議では、平成20年3月に策定し平成30年3月に第二次改定した「大垣市人権施策推進指針」に基づく市の人権施策の実施状況及び計画について話し合われました。

詳細は、人権擁護推進室ホームページをご覧ください。



会議の様子

人権啓発活動が行われました

8月1日(木)から4日(日)にかけて開催された大垣の夏の風物詩「水都まつり」。8月3日(土)に、24人の人権擁護委員による人権啓発活動が、七夕飾りに彩られながら行われました。

この日の人権啓発活動では、訪れた親子らが短冊に「みんななかよく」「優しい人になれますように」などのメッセージを書き、用意された笹に結び付けていました。また、人権擁護委員が本町通りを歩きながら、まつりに訪れた市民の方々に、啓発グッズを配り人権の大切さを訴えました。

日が落ちてきた頃に始まった万灯流しでは、水門川のほとりに幾つもの提灯が並ぶ中、人権イメージキャラクターの人KENまもる君と人KENあゆみちゃんがデザインされた万灯3基が流されました。



メッセージを書く親子ら



本町通りでの啓発グッズの配布

啓発活動を行う今後のイベントのご案内

イベント名	日程	会場
すのまたふれあい敬老まつり	9月16日(月・祝)	墨俣さくら会館
元気ハツラツ市(10月)	10月6日(日)	大垣市中心商店街一帯
ふれあいかみいしづ2019	10月27日(日)	上石津総合体育館
人権週間	12月1日(日)	イオンタウン大垣

人権 心のふれあい講座のご案内

市及び市教育委員会では、今年度も「人権 心のふれあい講座」を開きます。この講座は、より多くの市民の方に受講していただき、人権の輪をさらに広げていくため、次のとおり地区センター等での開催を予定しています。皆さまの参加をお待ちしています。

- 演題/きちんと知ることによって人権を守ることができる
- 講師/岐阜聖徳学園大学非常勤講師 小森保直さん

日時	会場	受講料
10月18日(金) 19:00~20:30	西地区センター	無料
10月21日(月) 19:00~20:30	宇留生地区センター	
10月24日(木) 19:00~20:30	中川地区センター	
10月25日(金) 19:00~20:30	上石津地域事務所	

※4会場とも、内容は同じです。



昨年度の講座の様子

問い合わせ先: 社会教育スポーツ課(直通電話: 47-8039)まで。